

平成23年第1回小山町議会1月臨時会会議録

平成23年1月11日

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	米山 千晴君	2番	田代 一夫君
3番	藺田 豊造君	4番	臼井 淳一君
5番	梶 繁美君	6番	鷹嶋 邦彦君
7番	池谷 洋子君	8番	岩田 治和君
9番	米山 元君	10番	室伏 武君
11番	岩田 潤泉君	12番	真田 勝君
13番	仲井 民夫君	14番	湯山 鉄夫君
15番	込山 恒広君		

欠席議員

説明のために出席した者

町 長	高橋 宏君	副 町 長	田代 信幸君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	田代 源治君
住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君	経 済 建 設 部 長	小野 巖君
教 育 部 長	常盤十四信君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	後藤 栄一君	ま ち づ くり 推 進 室 長	遠藤 一宏君
総 務 課 長	高橋 忠幸君	税 務 課 長	湯山 正敏君
福 祉 課 長	田代 順泰君	住 民 課 長	岩田 英信君
健 康 課 長	羽佐田 武君	生 活 環 境 課 長	室伏 博行君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	池谷 廣美君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	秋月 千宏君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員

9番 米山 元君 10番 室伏 武君

散 会

午前11時37分

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 選挙第1号 小山町議会議長の選挙について
追加日程第2 選挙第2号 小山町議会副議長の選挙について
追加日程第3 選挙第3号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 町長提案説明について
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度小山町一般会計補正予算(第7号)」
日程第5 議案第74号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
(総務建設委員会の閉会中の継続審査)

○副議長（湯山鉄夫君） それでは、皆さん、おはようございます。

議長から、1月10日付辞職届が提出されておりますので、本日、暫時議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、本日は大変御苦労さまでございます。

議

事

午前10時00分 開会

○副議長（湯山鉄夫君） ただいま出席議員は15人でございます。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立をいたしました。

ただいまから平成23年第1回小山町議会1月臨時会を開会いたします。

込山恒広君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯山鉄夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、込山恒広君、退場を求めます。

（込山恒広君 退場）

○副議長（湯山鉄夫君） それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（鈴木 豊君） 小山町議会議長込山恒広辞職願。

このたび都合により、平成23年1月10日付にて議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上であります。

○副議長（湯山鉄夫君） 事務局長の朗読を終わりました。

お諮りします。込山恒広君の議長の辞職を許可することに異議がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯山鉄夫君） 異議なしの声がありました。異議なしと認めます。したがって、込山恒広君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

込山恒広君の入場を求めます。

（込山恒広君 入場）

○副議長（湯山鉄夫君） 込山恒広君に申し上げます。議長の辞職願について、これを許可することに決定いたしましたことを報告いたします。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯山鉄夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第1 選挙第1号 小山町議会議長の選挙について

○副議長（湯山鉄夫君） 追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法でございますが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、発言を願います。

（「推選」と呼ぶ者あり）

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯山鉄夫君） ただいま推選と投票と、2つの御意見がございました。

ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入りを閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（湯山鉄夫君） ただいま出席議員は15人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に1番米山千晴君及び2番田代一夫君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯山鉄夫君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に米山千晴君及び田代一夫君を指名します。

それでは、ここで投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で投票願います。

（投票用紙配付）

○副議長（湯山鉄夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○副議長（湯山鉄夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

（投票）

○副議長（湯山鉄夫君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。米山千晴君及び田代一夫君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(湯山鉄夫君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 15票
うち、有効投票 15票
無効 0票であります。

有効投票のうち

仲井民夫君 8票
池谷洋子君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、仲井民夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長(湯山鉄夫君) それでは、ただいま、議長に当選されました仲井民夫君が議場におられますので、小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました仲井民夫君にあいさつをお願いします。

○議長(仲井民夫君) 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議長に選出されましたことは、まことに身に余る光栄であり、その責任の重大さを痛感するとともに、身が引き締まる思いであります。

残り4か月余りの短い期間ではありますが、私は町民の期待と信頼にこたえるため、町政の発展と町民福祉の向上を図るため、町議会の運営に携わる所存であります。

どうぞ皆様方の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私の就任のあいさつといたします。

○副議長(湯山鉄夫君) 議長のあいさつが終了しました。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時31分 再開

○議長(仲井民夫君) 最初のうちでありますので、不なれな点がありますけれども、よろしく御協力を御願いたします。

それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

湯山鉄夫君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 御異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議

題とすることに決定をいたしました。

副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、湯山鉄夫君の退場を求めます。

(湯山鉄夫君 退場)

○議長(仲井民夫君) 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(鈴木 豊君) それでは、辞職願を朗読いたします。

小山町議会副議長湯山鉄夫辞職願。

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長(仲井民夫君) 湯山鉄夫君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 御異議なしと認めます。したがって、湯山鉄夫君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

湯山鉄夫君の入場を求めます。

(湯山鉄夫君 入場)

○議長(仲井民夫君) 湯山鉄夫君に申し上げます。副議長の辞職願について、これを許可することに決定をいたしましたので、報告をいたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

職員に議案を配付させます。

(追加議案配付)

追加日程第2 選挙第2号 小山町議会副議長の選挙について

○議長(仲井民夫君) 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか、御発言願います。

(「推選」と呼ぶ者あり)

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○議長 (仲井民夫君) ただいまの出席議員数は15人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、米山千晴君及び田代一夫君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (仲井民夫君) 御異議なしと認めます。したがって、立会人に米山千晴君及び田代一夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長 (仲井民夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投 票 箱 点 検)

○議長 (仲井民夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投 票)

○議長 (仲井民夫君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。米山千晴君及び田代一夫君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長 (仲井民夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

うち、有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

岩田 治和君 8票

田代 一夫君 7票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、岩田治和君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長 (仲井民夫君) ただいま副議長に当選された岩田治和君が議場におられます。小山町議会

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました岩田治和君にあいさつをお願いします。

○副議長（岩田治和君） ただいま副議長に選出していただきました岩田治和でございます。

議会の中で最年少議員ですし、大変若輩者ですが、仲井議長の片腕としての補佐役と、議会の調整役として、これから一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（仲井民夫君） 副議長のあいさつが終了しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第3 選挙第3号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長（仲井民夫君） 追加日程第3 選挙第3号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合規則第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定をいたしました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から、関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に仲井民夫君が当選をいたしました。

ここで、議席の一部変更を行います。

今回、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議長が議席の一部を変更することとありますので、私から申し上げます。

議長の議席を15番に、副議長岩田治和君の議席を14番に、込山恒広君の議席を13番に、湯山鉄夫君の議席を8番に、それぞれ変更いたします。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。したがって、先ほど申しましたとおり決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をします。

午前10時50分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（仲井民夫君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（仲井民夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番 米山 元君、10番 室伏武君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（仲井民夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は1月11日の1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明について

○議長（仲井民夫君） 日程第3 町長提案説明についてを議題とします。

本臨時会に提出されました承認第1号について、町長から提案説明を求めます。町長 高橋 宏君。

○町長（高橋 宏君） 平成23年第1回小山町議会1月臨時会の開催に当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認1件であります。

これは、台風9号により被災した農林水産施設と公共土木施設の復旧に係る事業費等の早急な執行と、小山地区の犬の平に建設する養護老人ホームと特別養護老人ホーム併用施設の建設事業費について、早急に県補助金を増額する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、平成22年度小山町一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、本件につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度小山町一般会計補正予算（第7号）」

○議長（仲井民夫君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度小山町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 田代源治君。

○企画総務部長（田代源治君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成22年度小山町一般会計におきまして、早急に補正予算を組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度小山町一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7億9,313万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を122億6,933万4,000円としたとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行ったものであります。

初めに、4ページの繰越明許費の補正についてであります。台風9号による災害復旧費において、先月、災害査定が終了した農地農業用施設、林道施設の復旧工事等に係る経費のうち、今回、今年度施行分について補正いたしました。今年度内に完了が見込めないものについて、繰り越しをしたものであります。

また、公共土木施設災害につきましては、既に平成22年度一般会計補正予算（第5号）において、今年度に執行する災害復旧に係る事業費について議決いただいたところですが、補助災害への国庫負担収入の今年度の割り当て額が増えたことに伴い、今回の補正で増額するもののうち、今年度内に完了が見込めないものについて、繰り越しの増額をするものであります。

次に、5ページの地方債の補正は、今回の補正に係る農林水産施設及び公共土木施設災害復旧の委託料及び工事請負費のうち、適債事業について借り入れするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税を9,680万円増額しますのは、先月、追加交付の決定がありました普通交付税の増額分と、同じく先月に決定がありました特別交付税の12月交付額について、当初予算との差額分を計上するものであります。

次に、15款1項2目災害復旧費国庫負担金を1億6,307万円増額します主なものは、公共土木施

設災害復旧費への国庫負担収入の今年度割り当て額が増えたことに伴い、1億6,484万1,000円を増額するものであります。

次に、8ページの15款2項11目災害復旧費国庫補助金を3億2,304万5,000円増額しますのは、先月、災害査定が終了した農地農業用施設、林道施設の災害復旧工事に係る補助災害のうち、今年度施行分の災害復旧費国庫補助金を増額するものであります。

次に、16款2項2目民生費県補助金を1,450万円増額しますのは、平成22年度一般会計補正予算第1号において議決いただいた小山地区の犬の平に養護老人ホームと特別養護老人ホーム併用施設を建設する事業者への補助金について、基盤整備に係る補助率が増加したことによるものであります。

次に、22款1項6目災害復旧債を1億9,520万円増額しますのは、今回の補正に係る農林水産施設及び公共土木施設災害復旧費に対して借り入れするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、9ページから御説明申し上げます。

3款2項1目老人福祉総務費を1,450万円増額しますのは、先ほど歳入のところでも御説明いたしました。小山地区の犬の平に養護老人ホームと特別養護老人ホーム併用施設を建設する事業者に対し、県から町を通じて交付される補助金について、基盤整備に係る補助率が増加したことによるものであります。

次に、10款1項1目農地農業用施設災害復旧費の2億4,045万円の増額と、10ページの10款1項2目林道施設災害復旧費を2億4,480万7,000円増額しますのは、先月災害査定が終了した農地農業用施設、林道施設の災害復旧工事に係る経費のうち、今年度施行分の災害復旧費であります。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費を2億9,822万6,000円増額しますのは、補助災害復旧費の今年度の割り当て額が増えたことに伴い、来年度行う予定であった災害復旧費を今年度の予算に計上するものであります。

最後に、11ページの12款1項1目予備費を485万円減額いたしますのは、今回の補正により生じました歳入歳出の差額分を調整するものであります。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（白井淳一君） 賛成討論ですから、安心して聞いていただきたいんですけども、確かに8億からのお金が、ここで専決処分されるわけですけども、それが承認されるわけですけども、問題は、このお金を町内でどういうふうに使っていくかというのが、一番大事なことだと思

います。

特に建設業につきましては、過去10年とか15年ぐらい、非常に落ち込んできて、疲弊しているわけですが、指名競争入札にしろ一般競争入札にしろ、随意契約も含めていいと思うんですけども、とにかく全国から業者を集めるなんていう法はないのであって、これをいかに町内の建設業者ないしは関係者が、この仕事を請け負って、自立した活力のある町づくりに参加していくというあたりが、一番大事なことだと思います。この辺を十分に配慮していただいて、このお金を有効に使っていただきたいということを要望しつつ、賛成の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（仲井民夫君） これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について（総務建設委員会の閉会中の継続審査）

○議長（仲井民夫君） 日程第5 議案第74号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について（総務建設委員会の閉会中の継続審査）を議題とします。

本案について、総務建設委員長の継続審査における報告を求めます。総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） ただいまから、12月17日、本会議において閉会中の継続審査となった議案第74号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について、12月27日午前9時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員7名全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案第74号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について、審議の経過と結果の御報告をします。

委員から、指定管理者の募集要項の中に、施設に水力発電による電気供給を行う場合はとあるが、この水力発電事業は進んでいるか。との質疑に。

募集要項をつくった時点においては、水力発電施設を、町としても進めたいというような思いがあったが、その後、道の駅の土地の隣接者や水力発電施設そのものを計画しておりました地権者の方々との話し合いの中で、現在、開駅までには、その事業を進めるには困難な状況になって

います。との答弁がありました。

委員から、来年度は水力発電に取り組む考えはあるのか。との質疑に。

平成23年度は、災害復旧が第一優先ですが、道の駅「すばしり」の上流部に湧水が吹き出ているので、活用方法を検討していきたいと思う。との答弁がありました。

委員から、町と須走彰徳山林会や地元の代表者とでは、どのような意見交換や調整がされてきたか。との質疑に。

須走地区へは何回となく説明に伺いましたが、地区の代表者や須走彰徳山林会、区長会の皆さんに対しては、進めざるを得ないではないかという意向があることに確信を持っています。一部に反対の方はおりますが、須走地区の主要な方々は前向きな意見を持っていると解釈しています。この道の駅をスムーズに運営し、多くの人を楽しんでいただくことを目的と考えていますので、委員の皆さんの御理解をお願いします。との答弁がありました。

委員から、現在、須走地区の中で、道の駅の運営について賛否が分かれている。指定管理者の審査を継続するか、ここで議決するか、大事なときだと思うが。との質疑に。

須走彰徳山林会の幹部の皆さんが了解したので、須走はまとまったと判断を誤っていたことは後悔しています。もっと須走地区の皆さんと話し合いを持てばよかったと反省しています。との答弁がありました。

委員から、このまま継続審査となった場合、開駅まで期間がない状況をどう考えるのか。との質疑に。

内装に2か月かかると聞いておりますので、今回採決していただかないと、開駅までには間に合わない。との答弁がありました。

委員から、否決、またはこのまま継続審査になるなら、妥協案として道の駅「ふじおやま」と同じように、テナント方式で指定管理者の株式会社ピカに運営していただく方法しかない。との意見がありました。

委員から、株式会社ピカのような専門家に任せたほうが、うまくやっていけるという考えはある。指定管理者が決まる前に協定書の中身、例えば販売方法をPOSシステムを利用するなどの提案事項を、もう少し検討すべきだと思うが、どうか。との質疑に。

株式会社ピカに指定が決まれば、協定書を締結する前に協定書の案を作成し、1月中には提示したいと考えています。そのときに意見を聞く余地はあると考えています。との答弁がありました。

委員から、運営の基本姿勢については、どのように考えるのか。との質疑に。

道の駅へ来られるお客さんが、いかに喜んでくれるか、その喜んでくれることが、ひいては町のにぎやかさにつながり、そのことが今回の道の駅「すばしり」の原点だと思います。との答弁がありました。

委員から、道の駅「ふじおやま」を例にとると、農協にお願いし、農産物を販売することにな

った経緯がある。今回の道の駅は、どのように考えるか。との質疑に。

道の駅の目玉は農産物ですし、JA御殿場組合長には、積極的に地元農産物の提供と協力をお願いしました。地元農業者が潤うことは、当然町にとっても大きなメリットがあると思いますので、指定管理候補者へも、JA御殿場と話し合いを持つことや、地元事業者と協力するよう伝えます。との答弁がありました。

委員から、指定管理者が販売コーナーだけ確保しても、地場産品を受け入れないということでは困るので、どのような契約となるのか。との質疑に。

募集要項を前提として、すべてを盛り込んだものとして協定書を締結します。指定管理候補者のピカは、地元を優先すると言われております。との答弁がありました。

委員から、指定管理でなく、直営での方法は考えられるか。との質疑に。

これから、指定管理者が決定し次第、レストラン部門、厨房などを施工していくが、経費は6,500万円ほどかかるということを知っております。したがって、直営ということであれば、その経費を町が直接負担しなければならない。非常に厳しい財政の中、今から補正をして、町が施工するとすれば、設計等をしなければならないので、結果的には3月では間に合わない。その後の全体の運営に関しても町で行うため、当然職員を張りつけねばならず、あらゆる経費が生じてくることとなります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第74号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会の閉会中の継続審査となっていました議案第74号の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（仲井民夫君） 総務建設委員長の報告は終了いたしました。

これから総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

○2番（田代一夫君） 総務建設委員長にお尋ねします。

指定管理者選定委員会採点結果表が配付されていると思いますが、その中で、B社358点、D社が359点、1点差です。このことについて、何らかの質疑はありましたか。B社は静岡県内の業者であると思います。

もう1点、駐車場について、身障者用の駐車場部分が1台分しか確保されていないことについて、質疑はありませんでしたか。

以上。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（米山千晴君） 田代一夫議員の御質問でございます。

1点目、指定管理の選定の点数等のことに関しまして、そういう質疑はございませんでした。

2点目、身障者の駐車場の件でございますが、その点についても、委員会の中での話し合いは持たれませんでした。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○2番（田代一夫君） 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者について、反対討論をします。

税金を小山町に納めることのない山梨県の株式会社ピカが、道の駅「すばしり」の指定管理者に決定することに反対いたします。

もともと道の駅「すばしり」は、須走地域で発想されたものであり、基本設計及び調査費の全額3,885万円を須走が負担しました。設計が終わると、町は予算がないので、地域に約10億円の負担をしてくれなければならないと言い、9億円余りを寄附させました。

次に、予定地の土地を提供させ、土地の権利がなくなった時点で、山梨県の富士急行の子会社に指定管理者をさせることに決めました。

町がこんなやり方で、他県の業者に指定管理を任せることは正しいのですか。私は間違っていると思います。

また、他市町村の人たちから、小山町はおかしい、変だとも言われています。県の職員も、地元地区の業者であれば、指導、援助もできるのに、なぜ県外業者にするのか、わからないと発言したと聞きました。

高橋町長、これはあなたの失政ではないですか。

もし、道の駅「すばしり」の指定管理者を県外業者のピカに決定したことは正しいというなら、町長選挙に出馬して、町民の審判を仰いでください。

ポートピアもあなたの決断のなさが影響しました。トレイルロードも、まだ中途半端ではありませんか。また、来年度から行われる住宅建設事業についても、御殿場市と広域連携を絶望的だと考えます。

私の発言が間違っているというならば、高橋町長が、来たる4月の町長選挙に出馬して、結果を出してください。

私は、道の駅「すばしり」指定管理者に山梨県の株式会社ピカを決定することに、断固反対いたします。

以上。

○議長（仲井民夫君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（白井淳一君） このピカの選定の件につきましては、私は、この過去1年間、反対を唱えている地元の方とか町民がおられましたので、そういう考え方で来たんですけども、その間、私はこの1年間、ずっとこの反対をされている方、何とかしてくださいという方々について言ってきたことは、株式会社ピカにかわるようなしっかりとした母体なり組織なり運営会社がなけれ

ば、私どもは、行政というところちょっと言い過ぎかもしれませんが、空白期間を置くわけにはいかないのです、ぜひともこのことが審議される、去年の9月議会もしくは昨年12月議会までに、皆さんのお力で、素晴らしい運営母体を立ち上げてほしいと言いつけてきたんですけれども、今日に至っても、株式会社ピカさんにかわる運営組織は見当たりません。

私が現時点で振り返っても、支援をし、支持するような団体の方とか、あるいは組織がございませんので、私はこういった思いを、何とかしてくれとか、反対だとかという方々に対して、私は現時点では賛成せざるを得ないという、これは、私の弁明になりますけれども、失望されたり、何だ、臼井議員はという方もいらっしゃると思いますけれども、そういう経緯がありますので、私としては賛成をします、御承知おきいただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仲井民夫君） 次に、反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号の閉会中の継続審査に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審査は全部終了しました。

それでは、これにて議事を閉じ、平成23年第1回小山町議会1月臨時会を閉会します。

午前11時37分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 副議長 湯 山 鉄 夫

議 会 議 長 仲 井 民 夫

署 名 議 員 米 山 元

署 名 議 員 室 伏 武